

令和 6 年度定期監査（本庁等）の結果に係る措置状況報告

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 199 条
第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査（本庁等）の結果
に係る措置状況報告を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 23 日

東京都北区監査委員	佐藤明充
同	西村泰信
同	ふるたしのぶ
同	石川さえだ



6北総総第4398号
令和6年12月9日

北区監査委員 殿

東京都北区長
山 田 加奈子



令和6年度定期監査（本庁等）の結果に係る措置状況について

このことについて、令和6年9月9日付6北監第1389号により指摘された事項等について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 指摘事項

① 歳入を収入しようとするときは調定を行い、直ちに会計管理者に通知をしなければならない。また、毎年度の歳入に属する調定額の通知は、翌年度の4月20日までに行わなければならない（東京都北区会計事務規則第11条、第22条）。

土木管理課所管の道路占用料や屋外広告物許可手数料等、以下の歳入については、令和6年5月17日現在、会計管理者に通知していなかった。

歳入事務に適正を期されたい。

歳入予算科目	調定額	収入済額	未調定額	調定額に対する収入率
土木使用料（※1）	1,398,857,196	1,400,615,244	1,758,048	100.1%
土木手数料（※2）	35,215,400	63,030,120	27,814,720	179.0%
土木費受託収入（※3）	87,577,110	241,799,346	154,222,236	276.1%

（※1）道路占用料、公園占用料

（※2）屋外広告物許可手数料、指定自転車置場利用登録手数料

（※3）掘削道路復旧受託工事費収入、道路復旧費収入

（土木管理課）



措置内容

調定事務については、会計事務規則に則り適正に会計管理者に通知するよう事務改善しました。

(土木管理課)

② 道路公園課における道路維持工事・街路灯改修工事等の現場調査や立会い等で生じる有料駐車場料金の支出について確認したところ、前渡金・概算払整理簿の執行日と現金出納簿の受け日（入金日）の記載が一致していない事案が 10 件認められた。

また、資金前渡で受領していた現金が不足したため、職員が立て替え、事後に精算を行っていたことも確認された。

立替払は、非常災害時において緊急的に公金の支出が必要となる場合を除き、支払方法としては認められていない。

前渡金・概算払整理簿と現金出納簿の記載の不一致、及び公費と私費の混在は、会計経理を誤らせる原因となることから、事務処理に厳正を期されたい。

(道路公園課)

措置内容

前渡金・概算払整理簿の執行日と現金出納簿の受け日（入金日）の記載については、複数名で記入内容の確認を実施するよう事務改善しました。

また、前渡金の資金不足については、例月の前渡金額を増額対応するよう改善しました。

(道路公園課)

③ 区は、本年7月の新紙幣発行までの1年間を「新一万円札カウントダウンプロジェクト」期間として、様々なイベント等を実施してきた。

その一環として、区は、区内在住、在勤、在学者向けに、プロジェクトとして実施できるよう各アイデア募集を行った。令和6年3月16日に「ひらめきコース」では98件の応募に対し7件、「事業提案コース」では11件の応募に対し3件をそれぞれ表彰している。

これら受賞に係るプロジェクトの進捗状況を確認したところ、一部を除き、新札発行日までに実施に至っていない提案があった。

事業の企画・立案・実施に当たっては、事業目的・成果の達成に留意されたい。

(しごと連携担当課長)

措置内容

本事業は、渋沢栄一翁をテーマとした企画アイデアを区民参加型で募集・決定していくことで、区内の新一万円札発行の機運醸成を図ることを

主たる目的としたものです。募集は「ひらめきコース」「事業提案コース」の2種類で実施し、両コースを合わせて100件を超える企画の応募がありました。寄せられた企画アイデアはカウントダウンプロジェクトホームページに掲載し、区民投票による審査を行いました。

ひらめきコースについては、区民投票により入賞を決定したのち、入賞企画の趣旨を踏まえた調査・検討を行い、実施可能な事業については実施しました。

また、事業提案コースについては、区民投票による審査をしたのち、新一万円札発行カウントダウンプロジェクト推進協議会においてプレゼンテーション審査を実施し入賞企画を決定しました。

両コースの入賞者には3月16日から18日まで開催した「新一万円札発行100日前フェスティバル in 赤羽」において表彰式を実施し、大きな盛り上がりを見せました。

なお、事業提案コースで入賞した3件については、渋沢翁の功績と精神を普及していくために、提案者と実施時期や内容を相談しながら事業化を検討しています。

最優秀賞を受賞した「渋沢栄一翁の”紙”からつくった『サッカーゴールネット』の未来を考える」については、令和6年11月16日に実施しました。

優秀賞の「渋沢栄一の思いをつなぐ 北区王子の産業遺産から読み解く近代日本経済の父 渋沢栄一」については、生涯学習・学校地域連携課実施の青淵義塾区民企画講座の第2回公開講座部分(これからの日本と渋沢栄一)として、令和6年12月1日に実施しました。

さらに、もう1件の優秀賞である「謎解き de 新一万円札」については、産業振興課実施の近代化産業遺産謎解きゲームの制作に企画段階から携わり、令和7年3月頃の実施を予定しています。

企画アイデアの応募から投票までを区民が参加し、事業実施に至った結果を踏まえると、当該事業の目的は一定程度達成したと考えますが、実施にいたらなかった企画アイデアについては、今後の事業立案する際の参考とします。

(しごと連携担当課長)

④(イ) 企画・実施内容を指定した仕様書を作成したことにより委託可能な事業者を事実上、1社に限定し特命随意契約としたもの

(シティブランディング戦略課)

措置内容

本イベントの企画・実施を委託した事業者は、北区の認知を高めるのに有効性が高く、区が求める企画を実施することができ、本件企画を遂行で

きる唯一の事業者と判断したため、特命随意契約としました。

今後、事業者と委託契約を締結するにあたっては、地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であるということを確認・徹底したうえで、適正な契約事務に努めていきます。

(シティブランディング戦略課)

2 意見・検討事項

① 東京都北区予算事務規則第21条1項では、「同項内の目又は節（細節を含む。）の金額は、予算の執行上やむをえない理由がある場合のほか、相互に流用してはならない」と規定されている。これを受け、区は、予算の執行上やむを得ない理由がある場合、当該事業内の科目間流用では必要とする金額を確保できないときは、同一の科目か相互に類似した性質のものを優先しつつ、別の事業との間で流用できることとしている（事務の手引き 予算事務編）。

事業間流用は多くの課等で認められ、全体で253件に上っており、このうち同一科目でも、相互に関連する科目間でもない流用が以下の事例をはじめ、多く見受けられた。

事業ごとの予算額は、毎会計年度、予算書に付する予算説明書において、それぞれの金額を明示した上で、区議会の審議を経ていることから、事業款流用は慎重に行うべきである。

区は、事業間流用の必要性や流用元の科目及び金額の決定にあたり、慎重を期すとともに、予算の適切な執行管理に努められたい。

(財政課)

措置内容

流用について、令和7年度当初予算編成にあたっての政策経営部長通知において、新たに「予算が議決事項であることから改めてその重要性を意識すること」との記述を追加したほか、職員を対象とした令和7年度当初予算編成に向けた説明会において、その追記に至った経緯・意図について説明を行いました。

また、令和7年度当初予算編成に係る各部局からのヒアリングを前に、財政課内においても、流用の現状と課題を改めて共有し、過去の実績や事例等も踏まえ、実情に即して組替えを行うなど、適切な予算措置となるよう留意することを確認する場を設けました。

現在、進めている予算編成過程において、引き続き適切な計上に努めるとともに、令和6年度予算においても、流用の相談に対しては、事務の執行と財政規律のバランスを図り、適切な執行管理に努めます。

(財政課)

①(7) 「屋外スポーツ施設管理費」の備品購入費から、「体育館管理費」の委託料へ168万9千円、工事請負費へ380万円、それぞれ事業間流用したもの。

(スポーツ推進課)

措置内容

当初予算要求に際して、施設管理費等の経常的経費については、過去の決算額等を分析のうえで所要額を正確に見積ります。さらに、工事、委託等については、現場調査及び仕様検討を十分に行い、事業実施までの期間を考慮して適切な物価上昇率を加味することで予算執行時に所要額の不足が生じないように改善を図ります。

また、突発的に発生する施設の応急修繕については、事業間流用の必要性について慎重に検討するとともに、修繕の緊急度を精査したうえで予備費や補正予算での対応も合わせて検討します。

(スポーツ推進課)

①(4) 「赤羽一丁目市街地再開発促進事業費」の負担金補助及び交付金から、「赤羽駅周辺まちづくり推進費」の報償費へ45万円、需用費へ15万4千円、委託料へ225万3千円、使用料及び賃借料へ32万2千円、及び「まちづくり推進課管理事務費」の役務費へ3万5千円、使用料及び賃借料へ40万円、それぞれ事業間流用したもの。

(まちづくり推進課)

措置内容

当初予算要求に際して、まちづくり事業の動向をふまえた仕様検討を十分に行うとともに、設計委託においては、労務費等の上昇を考慮し、予算執行時に所要額の不足が生じないように改善を図ります。

また、事業間流用の必要性について慎重に検討するとともに、緊急度を精査したうえで予備費や補正予算での対応も合わせて検討します。

(まちづくり推進課)

② 令和5年度の収入未済額は、一般会計・3特別会計で約35億円に上っている。特別区民税や国民健康保険料の収納率は、対策の強化により一定の成果が見られるが、引き続き、収納未済額が増加しているもの、未整理と思われるものも見受けられ、部署間で、収納未済に対する取組のノウハウや認識に格差が見られた。

平成29年5月に策定された「東京都北区債権管理マニュアル」による運用と管理の周知徹底を図るとともに、職員の滞納整理に係る知識の習得とスキルの向上など一層の研鑽に努められたい。

また、債権に係る収入未済額の縮減対策と債権管理は、組織的な体制整備

が急務であり、区税等収納対策本部の取組を強化するとともに、収納困難な債権について徴収可否の判断を早期に行うなど、より一層、債権管理に万全を期されたい。

(収納推進課)

措置内容

収納未済額の整理は、債権所管課での対応が基本ですが、債権管理に関する専門知識やノウハウが十分でない部署もあるため、改めて「東京都北区債権管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、今後も区税等収納対策本部などの様々な機会を捉え、更なる収入未済額の縮減と債権管理の強化に資する意識の向上に努めます。

(収納推進課)

③ 区は「北区経営改革プラン 2024」の中で、「ペーパーレスなど5つのレスの推進」として、行政のDXを推進し、効率的な業務執行、印刷経費の削減、申請手続きの効率化を図ることにより、行政改革、区民サービスの向上に資するとしているが、ペーパーレスについては具体的な取組が示されていない。

また、令和5年2月に策定した「北区役所ゼロカーボン実行計画」では、令和9年度の用紙類の購入量を「令和3（2021）年度実績値（46,138,442枚）から増加しない」と現状維持を目標としているが、令和4年度の購入量は44,220,210枚であり、目立った削減ができていない状況にある。

区は、「北区ゼロカーボンシティ宣言」をしていることも踏まえ、より積極的、具体的にペーパーレスの推進に取り組まれない。

(環境課)

措置内容

区におけるペーパーレス化の取り組みについては、決裁の電子化、電子申請の拡充、紙を使用しない作業工程の見直し、印刷物や資料の電子化、会議でのタブレット活用等、積極的に取り組みを進めているところです。

さらなる取り組みとして、庁内ポータルにて、各課のコピー用紙購入量のデータを毎月公開するとともに、「紙使用量を削減するための工夫」を発信することで、職員への意識啓発を図り、行動変容を促していきます。

また、コピー用紙購入量の増加が著しい課にはヒアリングを行い、原因を確認、対応策を検討し、ペーパーレスの推進を図っていきます。

こうした各課の状況を把握しながら、改めて目標数値の設定について検討を進めます。

(環境課)

④ 区は、令和4年度から「北とぴあ」の大規模改修の基本設計及び実施設

計を進めてきたが、物価及び資材価格高騰の社会情勢を踏まえ、本年4月実施設計の一時中止、改修内容の見直しや手法の再検討を行うこととした。

「北とぴあ」は平成2年9月に竣工、開館して以来、建物保全のための耐震天井化工事、並びに利用者の利便増進のためのエレベーター及びトイレの改修を実施してきたところであるが、建物全体の大規模改修は、これまで実施していない。

開館以来35年近くが経過したことで、とりわけ給排水及び空調設備の劣化対応、ひいては施設の長寿命化対策の検討が課題となっている。

区は、こうした課題の解決に向け、速やかに方針を定めて取り組まれない。

(大規模区民施設整備担当課)

措置内容

大規模区民施設整備担当課では、北とぴあ大規模改修の再検討の決定を受け、工事（休館）を予定していた2年間（令和7・8年度）を検討期間とし、本年4月から課題解決に向けて取り組んでいます。

これまで、改修内容の見直し等の方向性をまとめるため、「北とぴあ等改修庁内検討委員会」において北とぴあのあり方検討を進めるとともに、同検討委員会に部会を設置して、改修内容の見直し等の検討を進めました。

また、一時中止としていた実施設計業務については、設計業者との協議を重ね、契約変更の手続きを完了させました。なお、本契約において履行された設計に係る一部成果物については、改修内容見直しの検討や今後の施設管理上の基礎資料として活用します。

引き続き、課題解決に向けた対応及び検討を実施していきます。

(大規模区民施設整備担当課)

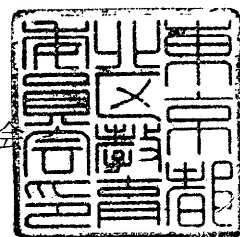


6北教教政第1761号

令和6年9月26日

北区監査委員 殿

東京都北区教育委員会



令和6年度 定期監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和6年9月9日付け6北監第1389号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第19条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 指摘事項

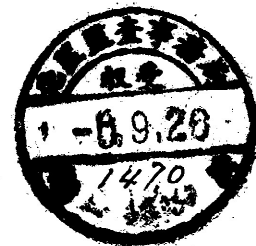
地方公共団体の締結する売買、賃借、請負その他の契約は、競争入札が原則であり、地方自治法施行令第167条の2では、特命随意契約によることができる場合を、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」などに限定している。

令和5年度における物品・委託等の特命随意契約の件数は、全庁の総契約件数1,214件中677件と多数に上っているが、上記の規定に該当しないにも関わらず、特命とした事例が見受けられた。

事業者の選定にあたっては、適正を期されたい。

他の事業者では実施できないことを理由に、特命随意契約としていたが、他の事業者でも対応が可能であるもの
(学校支援課)

- ア) 心臓検診委託 (児童・生徒一単価契約分)
- イ) 腎臓検診委託 (児童・生徒一単価契約分)
- ウ) 教職員婦人科健診委託 (単価契約分)
- エ) 教職員定期健診委託 (単価契約分)



措置内容

上記の契約について、来年度から競争入札にすることを検討しています。

(学校支援課)